

平成 24 年 7 月 30 日

震災復興・企画部地域復興支援課

## 第 1 回「国と地方の協議会」への新たな提案について

## 1 提案書の提出

- (1) 日 時 平成 24 年 7 月 20 日 (金)  
 (2) 場 所 宮城復興局  
 (3) 対応者 地域復興支援課長

※新たな提案についてのマスコミ等への公表は、第 1 回「国と地方の協議会」の開催前に行う。

## 2 第 1 回「国と地方の協議会」

- (1) 日 時 平成 24 年 8 月 7 日 (火) 13:30~14:30  
 (2) 場 所 仙台第一生命タワービル 11 階 C 会議室 (予定)  
 (3) 出席者 復興庁：郡政務官，関係省庁：本庁課長級職員，宮城県：三浦副知事等  
 (4) 公 開 会議の冒頭のみ公開 (復興庁の案)  
 (5) 内 容 ①宮城県からの提案趣旨説明  
 ②国から論点の提示  
 ③意見交換 (対応方針の決定はしない)

## 3 提案項目 (4 項目)

## (1) 防災集団移転促進事業の推進のための特例 (土木部建築宅地課)

提案内容	防災集団移転促進事業の移転先の土地売却について、無条件に 5,000 万円の譲渡所得の特別控除を適用する特例を求める。
理由	今回の震災による防災集団移転事業は極めて公共性が高く、事業を円滑に推進するためには、移転先の土地買収において、土地収用事業と同等の 5,000 万円の譲渡所得の特別控除の特例措置が必要である。
国の指摘	・5,000 万円控除の適用になるのは、土地売却に強制力が働く土地収用事業等に限られ、任意事業である防災集団移転事業は対象とならない。 ・譲渡所得についての税負担によって用地買収が進まないことに、一般の人々の理解が得られるか。
県の方針	防災集団移転促進事業は公共性が高く、土地収用事業に極めて近い事業にも関わらず、無条件で 5,000 万円控除が適用されないことから、当該特例を提案し、制度間の不公平感をなくし、防災集団移転促進事業の推進を図る。

## (2) 45 フィートコンテナ利用推進のための特例 (土木部港湾課)

提案内容	①輸送路線の質的改良 (交差点改良等) の補助枠等の確保，輸送車両購入・コンテナ船の新造・改造に対する補助制度の拡充等の特例 ②45ft コンテナ輸送車の県内高速道路通行料金の一定割合の助成措置 ③シャーシ，コンテナ船などの輸送設備に係る特別償却又は税額控除の特例
理由	・45ft コンテナは、現在主流となっている 40ft コンテナと比べ、容積が 27% (40ft 背高コンテナでは 13%) 多く、物流コストの削減が図られることから、普及促進を目指し、当該特例を求める。 ・仙台塩釜港を利用している被災企業の復興促進のため、税制・財政措置の実現を目指すものであり、輸送ロットが大きくなることから、CO2 排出量削減も図られる。 ・なお、県外の荷主の要望に応えた広域的な利用を図るため、今後、県境を越えた 45ft コンテナの輸送実現を図っていく。

国の指摘	<ul style="list-style-type: none"> <li>45ft コンテナの利用促進が復興にどのように寄与するのか。コスト削減だけでは説明が不十分である。</li> <li>各特例を措置することで、どの程度 45ft コンテナの利用促進が図られるのか。</li> <li>全国どこでも移動が可能な車両等に補助や税制の優遇を行うことは難しい。</li> </ul>
県の方針	45ft コンテナは世界的に利用が拡大しており、輸出入を行う被災企業の復興に対しては、諸外国と同等に 45ft コンテナの利用により低コストの輸送環境を実現することが復興に大きく寄与する。また、45ft コンテナは、幅広い品目で利用が可能であり、本県が行ったポートセールスにおいても、家具、雑貨、化学製品、牧草等、多彩な業種の企業が利用を検討する意思を示しており、本特例措置により利用の促進が期待できる。このため、45ft コンテナの利用拡大を図るための特例措置を求める。

### (3) 保育サービスの確保のための特例（保健福祉部子育て支援課）

提案内容	沿岸被災地において、良好な「保育の場」を早期に確保するため、都道府県及び市町村が補助可能な保育所設置主体に、学校法人、株式会社、NPO 法人等を追加する特例を求める。
理由	当該特例措置により、様々な設置主体による保育所整備が促進され、良好な「保育の場」が早期に確保されることにより、被災地から子育て家庭の流出を防ぐことにつながる。
国の指摘	公の支配に属さない者に対し公金を支出することは、憲法第 89 条に抵触するため認められない。社会福祉法人は解散時に財産を国庫に返納する等の制約があるが、株式会社等にそのような制約を求めることができるのか。
県の方針	被災地から子育て家庭の流出を防ぐためには、復旧までに相当期間を有する公立保育所の整備を待たず、早期に子どもに良好な「保育の場」の提供を行う必要がある。

### (4) 復興特区における税制上の特例措置の期間延長等（経済商工観光部産業立地推進課）

提案内容	被災地における産業集積を促進するため、復興特区における税制上の特例措置の期間の延長、適用要件の緩和を求める。 ①復興特区法第 37 条から第 40 条の特例に係る震災特例法第 17 条の 2、第 17 条の 3、第 17 条の 5 及び第 18 条の 3 に規定する特例を受けるための指定の期限を 5 年間延長（平成 28 年 3 月末→平成 33 年 3 月末） ②復興特区法第 40 条の特例（新規立地促進税制）について （ア）再投資準備金として積み立てた金額を損金の額に算入する適用年度を 5 年間延長（現行：5 年→10 年） （イ）沿岸市町の特定期間復興産業集積区域以外に事業所を有する場合でも、適用除外とならないよう要件を緩和
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災により雇用に甚大な被害を受けた沿岸地域では、地盤が沈下しているが、盛土・防潮堤工事による安全な事業用地の造成が進んでおらず、企業の再建や新たな投資ができない状況にある。このため、事業用地の造成が進んでいない沿岸地域において、復興特区法の目指す産業集積が十分に図られるよう、指定期限の延長を求めるもの。</li> <li>復興特区法第 40 条の特例は、法人税が実質 5 年間無税化されるという復興特区の目玉となる特例であり、様々な企業から問い合わせがあるが、現行の制度では、再投資準備金として積み立てた金額を損金の額に算入する適用年度が 5 年と規定されているため、黒字化に 2～3 年かかる投資案件の場合には、投資企業にとってさほどメリットがない。</li> <li>沿岸市町の特定期間復興産業集積区域外に事業所を有した場合は、特例を受けられなくなるため、再投資が難しいと考えられてしまう恐れがある。</li> </ul>